使用する印鑑を変更した時のみの提出に変更します

令和６年２月

契約に使用する印鑑の届出について（お願い）

受注者の皆様へ

　これまで、使用する印鑑（社印、代表者印）の届出については、「２年に１度の入札参加資格申請後、新たに取得した入札参加資格期間内に初めて常滑市と契約を締結するとき」に提出をお願いしておりましたが、令和６年度から、既に届出がある場合、「使用する印鑑に変更があったとき」のみの提出に変更します。令和４年度以降に提出した使用印鑑届の「使用印」に変更がある場合は、使用印鑑変更届を提出してください。変更がない場合は提出不要です。

　なお、令和４年度以降に使用印鑑届を提出していない場合は、これまでどおり使用印鑑届を提出していただきますのでお願いいたします。

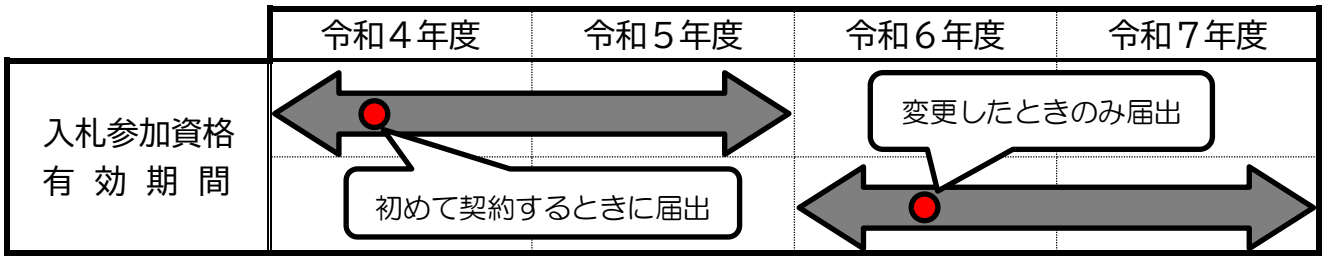

●使用する印鑑を変更した場合に提出いただくもの
- 使用印鑑変更届
- 印鑑証明書（法務局で発行される印鑑証明書で発効日から３か月以内のもの。鮮明なものであればコピーでも結構です。）

●提出いただくもの（令和４年度以降に使用印鑑届を提出していない場合）
- 使用印鑑届
- 印鑑証明書（法務局で発行される印鑑証明書で発効日から３か月以内のもの。鮮明なものであればコピーでも結構です。）

●提出先
　総務部財政課（使用印鑑届の提出は全て財政課へお願いします。）

●様式等
　使用印鑑の届出に関するご案内及び様式は常滑市ホームページに掲載しています。
　https://www.city.tokoname.aichi.jp/jigyosha/nyusatsu/1001201.html

お問い合わせ　常滑市総務部財政課　契約・検査チーム
電話　0569-47-6103（ダイヤルイン）